

精華町第2次障害者基本計画【改定版】（案）
パブリックコメントの意見と対応

資料1

【実施概要】

広く町民から意見を聴取し、計画に反映させるために意見募集を実施しました。

期間：平成31年2月13日～平成31年3月13日

場所：ホームページ及び福祉課、町立図書館、むくのきセンター、かしのき苑窓口、人権センター

意見数：延べ6件

| 頁 | 意見要旨等 | 意見に対する町の考え方 |
|----|--|--|
| 17 | むくのきセンターに成人が使用できるような大きさのトランポリンがほしい。サンアビリティ城陽や島津アリーナ京都にあるような大きさのもの。障害のある人も楽しく運動ができ、体力増進と社会参加につながる。 | 計画案29ページの施策3「社会参加・就労の促進」の取り組みの「余暇活動等の促進」にあるとおり、様々なスポーツを楽しむような機会が整備されるよう計画しています。 |
| 17 | むくのきセンターアリーナを開放して欲しい。月に1、2回、平日14:00～17:00アリーナで自由に走りまわったり、バスケットゴールにシュートをする練習ができる。障害のある人が雨天でも身体を動かせる余暇活動の場所として利用したい。水曜日は南山城支援学校が13:30に下校となり、放課後の余暇活動として利用できる。「ほほえみスポーツ広場」は競技によっては参加が難しいものがある。たくさんのルールがあること、道具を使うこと、対戦相手、チーム制の競技は参加できないことがある。 | 計画案29ページの施策3「社会参加・就労の促進」の取り組みの「余暇活動等の促進」にあるとおり、パラスポーツの普及・啓発も進めていく中で、関係課も含め、活動できる場の確保に努めます。 |
| 17 | 支援学校卒業後の日中活動など活動場所の確保を進めてもらいたい。 | 障害がある方の活動場所については、計画案29ページの施策3「社会参加・就労の促進」にある様々な取り組みをとおして、一般就労や福祉的就労など、その人がもつ能力を発揮できるような形で活躍できる機会を設けられるよう取り組んでいきます。 なお、具体的な数値目標については、精華町第5期障害福祉計画の第3章「障害福祉計画での数値目標と見込み量の設定」に記載しています。 |
| 18 | 親亡き後のことが気になります。後見人の話をよく耳にしますが、弁護士・司法書士・社会福祉士など特定の人の後見人しているのが実情です。後見人が身近に感じられるようになれば良いのと思います。 | 計画案36ページの施策7「一人ひとり大切に地域づくり」の取り組み「権利擁護の推進」に記載しているとおり、平成31年度の立ち上げに向けて進めている成年後見センターを軸とした制度の普及啓発に努めていきたいと考えています。 |
| 16 | 早期発見・早期療育の必要性は大いに感じます。併せて、療育を受けるだけではなく、親の支援も含めて考えていく必要はあるのかと思います。 | 児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害のある子どもへのサービスの提供のみならず、計画案25ページの施策1「支援が必要な子どもへの早期対応」にあると |

| | | |
|----|---|--|
| | | おり、ペアレントトレーニングなど、親に対する支援も含めた計画としています。 |
| 19 | <p>情報保障と言われるようになり、手話通訳や要約筆記などイベントでの要請が増えていることは、合理的配慮が進められていることだと思われるが、支える側の人材が追いついていないように思います。福祉の事業所でも慢性的な人材不足が聞かれます。</p> | <p>計画案38ページの施策8「地域福祉を担う人づくり」の取り組みを中心に、本町のみならず、山城南圏域や京都府などの協力も得ながら、人材の確保を図りたいと思います。</p> |